

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 交換した便器の処分



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(質問1)

当社は、上下水道や空調設備などの設置や交換をしているいわゆる設備屋ですが、たまにトイレなどのリニューアルをした時に、便器など交換したもの置いてゆくように言われる時があります。トイレの便器は廃棄物処理法上、当社が交換したことによって発生した産業廃棄物、種類は、ガラスくず及び陶磁器くずに該当すると思いますが、発注者の指示通り置いてきても良いものでしょうか。

(回答1)

御指摘の通り、廃棄物処理法上は、貴社の産業廃棄物ガラスくず及び陶磁器くずと言うことになりますが、依頼主がどのような理由で置いておくように言うのか確認すると良いと思います。例えば、建設業の方で、ガラスくずコンクリートくずを処分する施設を有している場合などは、きちんと処分されると思います。まずは、置いてきた便器などがきちんと処分されるかどうか、確認しておくことが第一です。その上で、交換した便器を置いておくことについて、書面で取り交わしておいた方が安全だと思います。

依頼主からの指示なのでなかなか断りづらいとは思いますが、廃棄物処理法や処理費用の根拠を説明して理解を得るようにすると良いと思います。

廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。（9月1日現在、10件契約）

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところですが、令和6年9月1日現在、正会員198社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016